

# 案の修正について

資料

令和5年11月22日

ページ	箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
全て	全て	本文中の「障害」	法令名や固有名詞以外を「障がい」に変更	文言の訂正
全て	全て	本文中の「取り組み」	名詞的に使用する場合「取組」に変更	文言の訂正
目次	柱7	安全・安心な生活環境の整備	安心・安全な生活環境の整備	文言の訂正
2	下段図	平成15年令和5年の変遷として記載	平成25年から令和5年の変遷として記載	文言の訂正
3	上段	「障害」と「障がい」の表記について 蓮田市では、「障害」という言葉が「人」や「人の状態」を表す場合は「害」の漢字が否定的なイメージから、「障がい」と表記しています。これは、障がい者の人権を尊重すること、市民の障がい者への理解を深めることを目的とするものです。	「障害」と「障がい」の表記について 蓮田市では、「障害」という言葉が「人」や「人の状態」を表す場合、「害」の漢字が否定的なイメージを伴うことから、「障がい」と表記しています。これは、障がい者の人権を尊重し、市民の障がい者への理解を深めることを目的とするものです。	文言の訂正
3	下段	基幹相談支援センターについて 蓮田市は、共同で埼葛北地区基幹相談支援センターを設置しています。	基幹相談支援センターについて 蓮田市は、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町で埼葛北地区基幹相談支援センターを設置しています。	文言の訂正
4	上段	地域生活支援拠点について 蓮田市は「面的整備型」により整備しています。	地域生活支援拠点について 蓮田市は、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の3市2町で「面的整備型」により地域生活支援拠点を整備しています。	文言の訂正
4	中段		地域活動支援センターについて 地域活動支援センターでは、障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として、日中活動の場を提供しています。 また、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、社会との交流、地域の住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発の事業を実施するなど機能の強化を図っています。	文言の追加
4	中段		中核機関（成年後見センター）について 中核機関は、成年後見制度を含む、地域の権利擁護を主導する「地域連携ネットワーク」の中核となる機関です。中核機関では、「①広報機能」「②相談機能」「③成年後見制度利用促進機能」「④後見人支援機能」の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められています。 蓮田市では、この中核機関として、成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進等を図ります。	文言の追加

ページ	箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
4	下段		<p>児童発達支援センターについて</p> <p>障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられます。</p> <p>「①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能」「②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ（※1）・コンサルテーション機能」「③地域のインクルージョン（※2）推進の中核としての機能」「④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能」の中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の整備を推進します。</p> <p>（※1）：これから取組もうとする支援、または今取組んでいる支援について、スーパーバイザー（学識経験者など）により、アドバイス・指導をしてもらうこと。</p> <p>（※2）：介護や障がいの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。</p>	文言の追加
6	7行目	「共生社会社会」	「共生社会」	文言の訂正
6	下段	改定「基本方針」の適用	・改定「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の適用	文言の訂正
6	下段	POINT 改正「基本方針」	POINT 改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」	文言の訂正
7	4行目	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」）」	文言の訂正
7	中段	<p>「障害者総合支援法」</p> <p>① 地域生活支援の強化 巡回訪問等により地域生活における相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設する。</p> <p>② 就労支援の強化 一般就労移行後の生活面における相談・助言等に応じる「就労定着支援」を新設する。</p> <p>③ 障がい者の高齢化への対応 介護保険サービスへの移行に伴う費用負担に対して、軽減を図る措置が取られる。</p>	<p>「障害者総合支援法」</p> <p>① 地域生活の支援体制の充実 共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを法律上明確化する。</p> <p>② 多様な就労ニーズに対する支援 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設する。</p> <p>③ 調査・研究の強化 障がい者データベース等の法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。</p>	文言の訂正
7	下段	基本指針における基本的理念の主な変更点	国の基本指針における基本的理念の主な変更点	文言の訂正

# 案の修正について

資料

令和5年11月22日

ページ	箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
7	下段	④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	④ 障がい福祉人材の確保・定着	文言の訂正
9	6行目	▶ 蓮田市障害者計画等策定委員会（素案の審議） 学識経験のある者、障がい者の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとし、改定にあたっては5回の委員会を開催しました。	▶ 蓮田市障害者計画等策定委員会（案の審議） 学識経験のある者、障がい者及び障がい児の保健福祉事業または活動に携わる者、公募に応じた者で構成し、案の作成にあたっては5回の委員会を開催しました。	文言の訂正
9	14行目	なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。	なお、意見は策定委員会の審議を経て計画への反映等をしていきます。	文言の訂正
9	下段	・手帳非所持者調査（440人、44.0%） ・手帳所持者調査（1,525人、58.7%）	・手帳所持者調査（1,525人、58.7%） ・手帳非所持者調査（440人、44.0%）	順番入れ替え
9	下段	図中 素案の完成・公表・周知	図中 計画の完成・公表・周知	文言の訂正
9	下段	図中 蓮田市障がい者団体連絡協議会に所属する団体を対象に、任意による11団体にヒアリングを実施しました。	図中 蓮田市障がい者団体連絡協議会に所属する11団体に対し、ヒアリング用のアンケート調査を実施し、そのうち9団体に対してヒアリング調査を実施しました。	文言の訂正
10	4行目	本計画では、基本指針に即して	本計画では、国の基本指針に即して	文言の訂正
12	8行目	本市では、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町の3市2町で「埼葛北地区地域自立支援協議会」を設置しています。		文言削除
13	5行目	本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、	本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数（重複している者はそれぞれでカウント）は、	文言の訂正
17	上段	グラフ中 江ヶ崎	グラフ中 江ヶ崎	文言の訂正
25	2行目	その他の市民（手帳非所持者）では	手帳非所持者では	文言の訂正
25	中段	グラフ中 その他の市民（n=440）	グラフ中 手帳非所持者（n=440）	文言の訂正
33	4行目	本市では、計画の策定に際して、次のとおり、基本理念及び将来像を設定します。	本市では、計画の策定に際して、次のとおり、かがやきはすだプランの基本理念及び将来像を設定します。	文言の訂正
34	5行目	また、策定にあたっては、以下の事項について重点的に施策を展開することとします。	また、策定にあたっては、以下の6つの重点事項を設定し、7つの柱に係る施策を展開することとします。	文言の訂正
34	上段	<u>重点事項1 入所等から地域生活への移行</u> 常時の支援体制の確保などにより	<u>重点事項1 入所等から地域生活への移行</u> 施設入所を希望するかたの支援にも取り組みつつ、常時の支援体制の確保などにより、	文言の訂正
34	上段	<u>重点事項2 地域における生活の維持及び継続の推進</u> 平成30年度より、広域において基幹相談支援センターを設置・運用し、より一層の生活支援体制の強化を図ります。	<u>重点事項2 地域における生活の維持及び継続の推進</u> 広域において設置した基幹相談支援センターなどの関係機関と連携し、より一層の生活支援体制の強化を図ります。	文言の訂正

# 案の修正について

資料

令和5年11月22日

ページ	箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
34	下段	重点事項4 就労定着に向けた支援 平成30年度より、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援サービス」が創設されたことから、サービスの実施体制の確保、ニーズの把握、適切な実施を図ります。	重点事項4 就労定着に向けた支援 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援サービス」の実施体制の確保、ニーズの把握、適切な実施を図ります。また、令和4年の障害者総合支援法等の一部改正により、「就労選択支援サービス」が創設されたことに伴い、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。	文言の訂正
37	下段	柱7 安全・安心な生活環境の整備	柱7 安心・安全な生活環境の整備	文言の訂正
43	2行目以降	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	柱1, 柱2, 柱3, 柱4, 柱5、柱6、柱7	文言の訂正
44	全て		【SDGs(エスディーズ)のアイコンの掲載について】を追加	文言の追加
46-97			<各論I>障がい者基本計画の各施策へSDGsアイコンを表記	文言の追加
48	下から5行目	市内小学校及び中学校で、市内の関係機関と連携し、手話や点字体験等の福祉教育を支援します。	市内小学校及び中学校で、蓮田市社会福祉協議会や市内の関係機関と連携し、手話や点字体験等の福祉教育を支援します。	文言の訂正
48	下から2行目	蓮田市社会福祉協議会による市民講座等の内容の一つとして、	市民講座等の一つとして、	文言の訂正
49	6行目	団体や市民要望の強い課題でもあります。	社会福祉協議会事務所等の建設などと併せて、団体や市民要望の強い課題でもあります。	文言の訂正
51	中段		③ 障がい福祉人材の確保・定着 多職種間の連携の推進や、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。 また、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力しながら取組を進めます。	文言の追加
52	9行目	行政では対応できない困りごとへの	行政だけでは対応できない困りごとへの	文言の訂正
52	下から5行目	また、蓮田市社会福祉協議会では障がい者団体による障がい者福祉の普及啓発事業、社会参加促進事業等を対象に支援を行っています。	また、蓮田市社会福祉協議会では障がい者団体の行う障がい者福祉の普及啓発事業、社会参加促進事業等を支援しています。	文言の訂正
54	3行目	▶ 障がい者に対して、適切な情報伝達を図ります。	▶ 障がい者に対して、広報誌等での点字の採用や音声コードの検討などにより、適切な情報伝達を図ります。	文言の訂正

# 案の修正について

資料

令和5年11月22日

ページ	箇所	訂正前	訂正後	訂正内容
58	9行目		また、相談支援事業所の相談支援専門員不足の解消に向け、埼玉北地区地域自立支援協議会で協議するほか、関連する機関等へ相談支援事業所設立に向けた促しを行うなどの取組を行います。	文言の追加
62	中段	① 成年後見制度の充実 なお、事業実施にあたっては社会福祉協議会と連携し、法人後見等も含めた権利擁護の周知啓発を図ります。	① 成年後見制度の充実 また、市民後見人の育成及び活用や成年後見制度の相談支援等を実施する中核機関（成年後見センター）を整備し、成年後見制度の利用促進を図ります。	文言の訂正
65	下から5行目	レスパイト	レスパイト（※） （※）「一時休止」「息抜き」「休憩」のこと。	文言の追加
76	6行目	本プラン策定に向け実施した障がい関係団体へのヒアリング調査においては、スポーツ大会などにおいて、障がいのある方が別扱いで一般の方と場所が違うことがあり、一緒にできる形を考える必要があるとの意見が寄せられています。		文言の削除
82	下から5行目	インクルーシブ教育	インクルーシブ教育（※） （※）障がいのある子供と障がいのない子供が共に教育（保育）を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方のこと。	文言の追加
85	3行目	障害者手帳を所持していない発達障がいがあると診断を受けた児童生徒も利用できるサービスで、	障害者手帳がなくとも、難病等を理由に児童生徒が利用できるサービスで、	文言の訂正
94	1行目	柱7 安全・安心な生活環境の整備	柱7 安心・安全な生活環境の整備	文言の訂正
94	中段	図中 安全・安心な生活環境の整備	図中 安心・安全な生活環境の整備	文言の訂正
94-99	右上すべて	フッター内 柱7 安全・安心な生活環境の整備	フッター内 柱7 安心・安全な生活環境の整備	文言の訂正
96	10行目	「個別計画」	「個別避難計画」	文言の訂正
96	15行目	市内の障害者入所施設等と協定を結び、		文言の削除
96	下段	市内 ○ハストピア（閩戸2343-2）	市内 ○総合文化会館ハストピア（閩戸2343-2）	文言の訂正
99	2行目	市内には鉄道として蓮田駅、また蓮田駅を基点としてバスやタクシーが市内交通網を形成しています。しかし、一部市域や住宅街によっては交通網から離れて位置しており、外出が不便な状態にあります。今後は市全体の課題として、都市整備部門と交通網の整備を検討していく必要があります。	J R宇都宮線蓮田駅の東西口を起点とし、市内の各方面へ放射状に路線バスが走り、タクシーとともに公共交通網を形成しています。今後も引き続き事業者と協働して、公共交通の利用環境を向上させ、利用の促進を図ることにより、公共交通網の維持・拡充を行っていく必要があります。	文言の訂正
104	下から11行目	2名のコーディネーター	複数のコーディネーター	文言の訂正